

## 資料B - 3

### アンケート集計の結果

#### 資料B-3-1 選択式設問の集計

表1～表14は「厚生労働省が所管する事業を行う法人（以下、法人）」に対する調査のとりまとめ

表15～表29は「厚生労働省基本指針を準用する」とされる「自治体設置の試験研究機関・病院（以下、自治体）」に対する調査のとりまとめ。

有しており、動物実験を実施している	154
有しているが、動物実験を実施していない	14
有していない	334

外部委託していない	156
国内の企業等に外部委託しており、委託先において機関内規程が定められていることを確認している	159
国内の企業等に外部委託しているが、委託先における機関内規程の定めの有無を確認していない	19
海外の企業等に外部委託している	71

定められている	141
策定を予定している	8
定める予定はない	6
未回答	1

厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	124
研究機関等における動物実験の実施に関する基本指針（文部科学省）	37
農林水産省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	14
動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（日本学術会議）	113
その他の指針、ガイドライン等（複数回答）	59
具体的な指針等名： 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（環境省）、 動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（環境省）、 動物の殺処分に関する指針（環境省）、 米国 実験動物研究会ガイド"ILAR Guide"、 「実験動物の管理と使用に関する指針第8版（National Research Council）」等	
根拠基本指針を明確には記述していない	5

動物実験等に関して優れた識見を有する者	129
実験動物に関して優れた識見を有する者	113
その他学識経験を有する者	121
から 以外の者：	46
動物実験委員会が設置されていない	19

実施している	126
実施を予定している	11
承認・却下をしているが実施機関の長ではない者が実施している	10
実施する予定はない	9

講じている	126
講じることを予定している	13
講じる予定はない	17

実施している	132
実施することを予定している	12
実施する予定はない	12

実施している	108
実施することを予定している	23
実施する予定はない	25

実施している	68	
機関名	公益財団法人HS振興財団	54
	AAALAC international	12
	公益社団法人日本実験動物協会	2
	大学教授	1
実施することを予定している	15	
実施する予定はない	72	
未回答	1	

公表している	74
公表を予定している	10
公表の予定はない	54
情報公開請求があったときのみ公表する	18

機関内規程	21
自己点検および自己評価結果	23
外部検証結果	44
動物種	5
飼育匹数	2
施設の情報（飼養保管施設の名称等）	7
動物実験計画書の年間承認件数	2
教育訓練の実績（実施日、実施内容概略、参加者数等）	4
動物実験委員会の委員の構成（役職、専門、資格等）	4
その他（具体的な記述は別表）	47

表12別表	
「表12」により公表している動物実験等に関する具体的な情報でその他に記載されていた事項	
	厚労省の基本指針等に従って実施していること。機関内規程を有し、外部委託試験も含めて全件動物実験委員会の事前審査を行った上で承認されたもののみを実施していること。年1回自己点検・評価を行っていること。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令指針等を遵守していること、</li> <li>・動物実験委員会にて動物実験等の審査をしていること、</li> <li>・3Rを遵守していること</li> </ul>
	機関内規程、自己点検評価、外部検証については、それらを制定、または実施していることを公表
	規制に従って実施している旨を公表。
	動物愛護の観点での動物実験実施基準を定め、動物実験委員会を設置していることを公表。
	機関内規程が制定されていることを公表している
	第三者認証を受けていること、動物実験等の適正な実施のために日々活動している内容についてHPで公開
	機関内規程の有無，自己点検の実施，外部検証結果（認証）についてのみ公開。加えて，社内管理体制（コンプライアンス・プログラム）を制定し、動物実験規程及び動物実験委員会を整備・運営し、動物実験及び飼養を適正に実施している旨を公表。
	動物福祉を配慮した動物実験に対する取り組み方針
	「機関内規程」があり、「動物実験委員会」が適正な審査を行って動物実験を実施しているという内容の情報公開をしているが、規定の内容や委員会の構成などについては公表していない。
	機関内規程の有無，自己点検の実施，外部検証結果（認証）についてのみ公開。
	<p>【研究開発における倫理的配慮】として、以下の事項をHPに記載している。</p> <p>動物福祉の観点から、関連法令やガイドラインに沿って社内規程を定め、社内委員会を設置し、実施する全ての動物実験について、社内規程に沿って3Rの原則に基づいた配慮が適切になされていることを審査している。</p> <p>動物実験の実施体制については定期的に自己点検を行い、関連法令やガイドラインにも適合していることを確認し、第三者機関であるHS振興財団より認定を受けている。</p>
	関連法律、社内規程に基づき動物実験委員会を設置し、全ての動物実験について審査を行い、動物愛護に配慮した適正な動物実験を実施している旨を記載している。
	HPに「動物実験における倫理的配慮」として、機関内規程を制定していること、動物実験委員会を設置し、各実験内容の審査をしていること、定期的に自己点検を実施していることを公表している。
	倫理規程
	動物実験委員会で動物実験計画書の審査を行っていること
	動物実験を行う際の倫理的配慮について

動物実験に関する規程の名称、動物実験委員会の開催回数、自己点検評価委員会の開催日、教育訓練の開催日
社外で行うすべての動物実験について動物実験委員会審査を行っていること
<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省の基本指針に沿った機関内指針を定めていること</li> <li>・実験の倫理性について審査を実施していること</li> <li>・自己点検・評価を実施していること</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物実験等の必要性について</li> <li>・法令・指針等を遵守していること</li> <li>・機関内規程を作成していること</li> <li>・委員会にて動物実験等の審査をしていること</li> <li>・3Rsを遵守していること</li> <li>・自己点検及び評価を実施していること</li> <li>・第三者認証を受けていること</li> </ul>
<p>弊所では以下のことなどを公表しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」に基づいて機関内規程を制定していること。</li> <li>・動物実験委員会を設置して全ての動物実験を審査していること。</li> <li>・教育訓練を実施していること。</li> <li>・自己点検を実施していること。</li> <li>・外部評価・検証を受けていること。</li> </ul>
CSR報告書に「動物実験に関する配慮」として実験動物を用いた実験の必要性と3Rsへの配慮に努めていることを記載
社外HP に各種ガイドラインを基に社内規定を作成し、第三者による認証を取得し適切に動物実験を実施している趣旨を掲載している。
厚生労働省の「動物実験等の実施に関する基本指針」に準拠した社内規程を制定していること。すべての動物実験が、3Rの原則への適合性などについて動物実験委員会の審査を経て実施されていること。定期的な自己点検・評価により適正な実施が確認されていること。基本指針への適合性について、HS振興財団による動物実験実施施設認証を取得していることをHPに公開している。
動物実験については、生命に対する尊厳を忘れず、動物実験の基本精神である3Rに準拠し、適切に実施していることについて述べている。
すべての動物実験は3Rに配慮して実施しており、また法令及び厚生労働省指針に基づく社内規程を定め動物実験委員会を設置して動物実験の審査を行い、承認された実験のみを実施していること、定期的に自己点検・評価を行い動物実験が常に適正に実施されていることを確認していること、HS振興財団の第三者認証を取得していることを公開している。
法令・指針に則り機関内規定を整備し、動物実験委員会を設置して3Rの原則に基づき、実験計画書の審査を経た上で研究を行なっている旨をホームページに掲載している。
機関内規程を制定していること、自己点検を実施していることは外部に公表していますが、具体的な規程の内容や自己点検結果は公表しておりません。
CSRレポートにおいて、3Rを原則とした機関内規程に基づき、動物実験に対する適切な対応を実施していることを公表している。
機関内規定を定め、自己点検を実施している旨を公開している。内容までは公開していない。

動物実験に対する取り組み（理念）を公表している
機関内規程を策定し、社内動物実験委員会を組織して、社内外の動物実験を審査していること、並びに、定期的に自己点検を実施していることについて公表している。
その他 動物実験を実施していること、外部検証を含めた倫理的配慮への取り組みの説明文を公表している。
外部検証については、HS 財団による認証取得についてその事実のみを記載し、特に具体的な情報については開示していない。その他の項目についても具体的な開示はしていない。
動物実験については、生命に対する尊厳を忘れず、動物実験の基本精神である3Rに準拠し、適切に実施していることについて述べている。
機関内規程があること、自己点検評価を実施していること、教育訓練を実施していること、動物実験委員会を設置していることは公表している（具体的な内容は公表していない）。
3Rを念頭に置いて「動愛法」と「厚生労働省の基本指針」を遵守して動物実験を適正に実施していること、自己点検・評価を実施して常に改善に努めていること、第三者機関による外部評価を受けて認定を受けていることを、HPに掲載している。
指針やガイドラインに基づいて機関内規程を作成し、IACUC の審査および機関の長による承認、自己点検実施等により適正に実施していること、教育訓練を実施していること、HS 財団の認証を取得していること、実験動物に対して感謝の気持ちと哀悼の念を持ち続けるよう慰霊祭を実施していること
<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令指針等を遵守していること、</li> <li>・動物実験委員会にて動物実験等の審査をしていること、</li> <li>・3Rを遵守していること</li> </ul> 上記 を付けた ， ， についても、規定や結果本文でなく、それらを制定、実施していることを公表
<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物実験委員会の設置</li> <li>・3Rの遵守</li> <li>・教育訓練を実施していること</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育訓練を実施している事。</li> <li>・動物実験倫理委員会にて動物実験計画書の審査を行っている事。</li> <li>・自己点検の実施をしている事、点検により必要に応じた改善を施している事。</li> </ul>
動物実験等の適正な実施のために日々活動している内容についてHPで公開
動物福祉を配慮した動物実験に対する取り組み方針

**表 1 3 【法人】「表 1 1」で公表している場合の公表の方法（複数回答可。「その他」の回答は表 1 5 別表にまとめる。）**

ホームページ	71
年報	11
その他（具体的な記載は別表を参照）	13

**表 1 3 別表 公表の方法で記載のあった具体例**

アニュアルレポート
情報公開用冊子を年度単位で作成しているが、不特定多数への配布は行っていない。顧客の来社時や営業部門の顧客訪問時、および関連学会等の参加時に配布を行っている
環境社会報告書（会社発行）
請求者と調整する。
CSRレポート（冊子として配布、ホームページ掲載）
情報公開請求に応じて、都度公表する具体的な情報と方法を検討し実施します。
会社案内にもHPと同様の記載。
CSRレポート
CSR報告書

**表 1 4 【法人】災害時等の緊急時における計画の作成の有無**

作成している	95
作成を予定している	31
作成の予定はない	30
未回答	3

<b>表 1 5 【自治体】機関内の動物実験施設（試験研究用の動物の飼養施設）の保有状況</b>		総回答数 370
有しており、動物実験を実施している		49
有しているが、動物実験を実施していない		21
有していない		300

<b>表 1 6 【自治体】外部委託による動物実験の実施状況（複数可）</b>		
外部委託していない		361
国内の企業等に外部委託しており、委託先において機関内規程が定められていることを確認している		4
国内の企業等に外部委託しているが、委託先における機関内規程の定めの有無を確認していない		2
海外の企業等に外部委託している		0
3 機関 未回答		367

<b>表 1 7 【自治体】動物実験に関する機関内規程の有無</b>		
定められている		33
策定を予定している		6
定める予定はない		10

<b>表 1 8 【自治体】機関内規程で記載されている根拠基本指針（複数回答）</b>		
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針		20
研究機関等における動物実験の実施に関する基本指針（文部科学省）		9
農林水産省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針		2
動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（日本学会議）		12
その他の指針、ガイドライン等（複数回答）		12
具体的な指針名	動物の殺処分方法に関する指針	2
	動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（環境省）	3
	実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（環境省）	8
	動物愛護及び管理に関する条例	1
	県保健環境センター食品衛生検査等業務管理要綱	1
根拠基本指針を明確には記述していない		10
1 機関 未記入		



動物実験等に関して優れた識見を有する者	17
実験動物に関して優れた識見を有する者	13
その他学識経験を有する者	12
から 以外の者：	9
所長、室長、部長、班長	1
所長、検査部門責任者、検査区分責任者	1
動物実験に関わる研究所職員	1
当所食品等検査業務管理要領に基づく検査業務管理検討委員会構成員	1
細菌科・ウイルス科職員	1
班長、当該実験に直接関係する部署の職員(但し、動物実験責任者は除く)	1
事務局次長	1
動物施設担当総務	1
実施機関施設管理者等	1
動物実験委員会が設置されていない	16

実施している	22
実施を予定している	7
承認・却下をしているが実施機関の長ではない者が実施している	2
実施する予定はない	16
2機関 未回答	47

講じている	23
講じることを予定している	7
講じる予定はない	17
2機関 未回答	47

実施している	21
実施することを予定している	9
実施する予定はない	17
2機関 未回答	47

実施している	20
実施することを予定している	12
実施する予定はない	14
3機関 未回答	46

実施している	5
機関名	HS振興財団・ 国動協相互検証・ H市保健所・ S市食品衛生検査信頼性確保部門
実施することを予定している	7
実施する予定はない	33
4機関 未回答	45

公表している	11
公表を予定している	11
公表の予定はない	19
情報公開請求があったときのみ公表する	6
2機関 未回答	47

機関内規程	4
自己点検および自己評価結果	6
外部検証結果	2
動物種	10
飼育匹数	7
施設の情報（飼養保管施設の名称並びに主要な飼養保管施設の名称等）	4
動物実験計画書の年間承認件数	5
教育訓練の実績（実施日、実施内容概略、参加者数等）	3
動物実験委員会の委員の構成（役職、専門、資格等）	3
その他	5
実験動物飼育室稼働率 動物実験委員会開催回数 情報公開請求者の依頼に基づき、必要な情報を公開（個人情報を除く）	

**表 27 【自治体】「表 25」による公表の方法について。（複数回答。「その他」の場合は、下記に具体的な公表の方法を記載）**

ホームページ	7
年報	6
その他	4
情報公開請求があったときに、情報公開条例等に基づき、当該文書の閲覧又は文書の複写を交付する。	

**表 28 【自治体】災害時等の緊急時における、実験動物の保護や、実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止のための計画の作成**

作成している	9
作成を予定している	16
作成の予定はない	23
1機関 未回答 計	48

**表 29 【自治体】「厚生労働省動物実験施設協議会（厚労働協）」という組織について**

すでに加入している	2
よく知っている	0
聞いたことがある	11
知らない・聞いたことがない	28
市場検査所協議会の調査では質問項目から除外	

## 資料 B-3-2 自由記載の意見について

カテゴリ 1： 厚労省動物実験指針の適切な運用について

カテゴリ 2： 外部検証の手法・費用について

カテゴリ 3： 外部検証・認証のあり方について

カテゴリ 4： 情報公開について

カテゴリの 1～4 について、さらに小さな分類としてキーワードを数個抽出した。それぞれのキーワードに関連した代表的な意見を参考までに掲載する。

### **カテゴリ 1： 厚労省動物実験指針の適切な運用について**

#### **(1)「指針の理解不足」**

(意見の例)

- ・動物実験施設を有するが、現在は動物を飼育しておらず、必要に応じて購入して使用している。
  - ・実施内容としては、免疫と細胞採取のみで、特殊なプロトコールによる動物実験は未実施なため、動物実験としての情報の公表は不必要と判断。
  - ・文部省は基本指針に対して説明会を平成 23 年に実施している。厚労省も基本指針の円滑な運用にあたって、説明会を行って欲しい。
- など

#### **(2)「資質の向上機会」**

(意見の例)

- ・動物福祉向上のためのレベルアップが必要だと思います。
- ・外部の機関等（第三者）による検証（認証）について、他施設での外部検証でのコメントを公開する機会（セミナー、講演等）を設けてほしい。
- ・認証機関主催の研修会等により、指摘事項を含めた事例の紹介（公開）を検討してほしい。

#### **(3)「外部委託の考え方の整理」**

(意見の例)

- ・外部委託先については、すでに認証を得ている外部会社が監査することで、外部委託先がその委託内容（その後の同等な委託内容を含む）については、認証を受けずに実施可能にする等の方策が必要。
- ・認証を受けている機関に外部委託するときは、委託元での外部管理、監査の必要がなく、認証を受けた機関においては、外部監査を受ける必要がないようにしてほしい。

## **カテゴリ 2： 外部検証の手法・費用について**

### **(1)「情報不足」**

(意見の例)

- ・外部検証を考えているが情報が少なく、どのように準備してよいかわからない。
- ・外部検証で求められている要件について情報が無い。
- ・外部検証している事例の情報が欲しい。
- ・認証を受けるに当たり、要求される施設レベルが明確でない
- ・どこの検証機関の制度を利用したらよいか不明
- ・外部認証を受けるに当ってはこれを得ることの意義と、メリット(或いは受けないことのデメリット) また、これにかかる費用について理解することが重要だが、それらの情報をどのようにして入手したら良いのか分り難いと思う。 等

### **(2)「外部検証機関の基準の明確化」**

(意見の例)

- ・我が国には省ごとの指針に対応した認証機関があるが、それぞれの基準にばらつきがあるように感じるため、統一して欲しい。
- ・認証機関の評価基準をより詳細、明確化し、国際的にも認識され企業イメージ向上にも繋がる認証制度を求める。
- ・実験内容に応じた適切な改善指示・検証担当者のレベルを一致して欲しい。
- ・外部検証の調査員による指導内容のばらつきの解消を望みたい。
- ・認証審査基準の標準化をお願いしたい。 等

### **(3)「費用の問題」**

(意見の例)

- ・現行の第三者認証費用が高額である。
- ・実験動物の飼養機会が少なく、法定義務ではないこともあり、実験関係費用に見合った外部検証費用(数万円程度)でないと、研究所運営費等の財政面から所内のコンセンサスが得にくい。) )
- ・準備作業を行うためのマンパワーの絶対的不足。
- ・コストを重視する製造施設では、外部認証に必要な費用が大きな負担となる場合がある。
- ・外部検証に対応するための専属の担当者がいない。
- ・企業などの営利団体と国立研究開発法人などの組織においては同等ではなく、公共性が高い組織へは軽減を行って欲しい。 等

### **(4)「小規模施設への配慮」**

(意見の例)

- ・動物実験実施数が非常に少なく、検証方法等をどのように実施するかについても検討が必要。
- ・小規模施設の場合、認証の手間、費用の負担が大きい。

- ・事業規模や業態に合わせた認証が必要ではないかと考えております。
- ・医療機関内の非常に小規模な動物実験施設であるため、その他の研究機関等と同等のレベルで管理運用するのは困難である。
- ・小規模な施設でも現実的に適応可能な基準を作成していただくことを希望します。 等

### **カテゴリ 3： 外部検証・認証のあり方について**

#### **(1)「外部検証(認証)の法的効力・行政効力」**

(意見の例)

- ・認証の法令上の意味や効力が不明確であり、認証が必要な理由が説明しにくい。
- ・認証を得たことのメリットをあまり感じない。認証を得ている施設がどのレベルの基準をクリアしているのか、認証を得たことが一般的にももう少しアピールになるようにしてほしい。
- ・法令に具体記述がないことであり、社内意見をまとめるににくく、苦慮している。
- ・外部検証(認証)機関を厚生労働省又は国がオーソライズする必要がある。
- ・法的な根拠を確立し、公的機関が実施することが望ましいと思われる。 等

#### **(2)「認証の国際化」**

(意見の例)

- ・現状、国内認証と国外認証では、それぞれ独自に認証調査活動を行っているので、最終的に国外認証を取得するとしても取得のコストや維持が大変である。例えば、国内認証を取得していれば、国外認証の取得条件が一部省略できるなどのブリッジングができるよう検討してほしい。
- ・国際的に通じる第三者認証機関としては AAALAC しかありませんが、国内における動物福祉の考え方とギャップがあるように考えます。国内においても、行政機関が主導となり、国際的に通じる第三者認証機関が設置されることを要望したい。
- ・検証する団体自体が日本語の HP しかなく、海外へは通用しない。
- ・日本においても、国際的に通じる外部検証システムを構築していただきたいです。 等

### **カテゴリ 4： 情報公開について**

#### **(1)「外部認証を情報公開と見なす」**

(意見の例)

- ・第三者機関の認定を受けていることを公開することで、法律や指針等に則り、動物実験は適切に実施されていることが判断できると考えており、その他の詳細な事項については、海外の企業においても個々には公開されていないことから、その必要性については議論が必要と考えます。
- ・透明性確保のため、外部認証を取得しておりますので、その認証取得を持って動物実験が適切に行われていることの証明・担保として認知されるようにしてほしい。

- ・外部認証機関などが「適正に動物実験を実施している」として企業名を公開するだけで社会から納得してもらえるような風土が形成されれば、理想的だと思います。
- ・HS財団の認定を受けた事は、実験動物に関する情報公開をしたことに等しいものと考えたい。 等

## **(2)「公開項目の共通化」**

(意見の例)

- ・どのような内容まで公表すべきなのか，具体的に示したガイドラインが必要だと思います。
- ・どこまで公開すべきかの指針等があれば，企業としては助かる。
- ・各施設において公表している情報内容が異なっている。
- ・公表すべき具体的な情報や方法について，明確になっていない。
- ・具体的に何の情報公表すべきか示してほしい。
- ・公表する情報の範囲はどこまでとするか。 等

## **(3)「機密情報の管理」**

(意見の例)

- ・研究開発項目の外部へ漏えいを危惧する。
- ・企業において、社内規則本文、動物数、承認数、飼養保管施設の情報は、研究活動の指標となる機密情報であり公表することは避けたいと考えている。
- ・動物実験や研究に対する認識が一般に広まっていないため，あまりに詳細な動物実験実施状況の開示は、誤解・偏見を生むリスクとなると考えている。
- ・公表に伴うリスク管理に関して十分ではない。
- ・動物愛護に関する一部の極端な視点や考え方からの批判や行動に対する懸念、また、企業秘密に係る部分もあり、詳細な情報公開は難しい。 等